

平成16年6月11日
経 済 産 業 省

【北朝鮮向け外為法違反事件】

有限会社アイ・ディー・サポートに対する行政制裁（輸出禁止）について

有限会社アイ・ディー・サポートによる外国為替及び外国貿易法違反事件に関し、同法第53条第1項に基づき、同社に対し輸出禁止4か月の行政制裁を科すこととし、本日（6月11日）付けにて同社に通知した。

1. 行政制裁について

処 分 対 象 者：有限会社アイ・ディー・サポート（新潟県見附市）
輸出禁止対象貨物：全貨物
輸出禁止対象地域：全地域
輸 出 禁 止 期 間：平成16年6月18日から10月17日まで

2. 事件の概要

- ・有限会社アイ・ディー・サポートは、核兵器等の開発等のために用いられるおそれのあるインバーター（周波数変換器）の輸出に関し、平成15年8月7日に経済産業大臣から輸出許可申請が必要である旨の通知を受けたにもかかわらず、平成15年11月20日、同インバーター1台を共謀者に手荷物として持ち出させる形で中国経由北朝鮮向けに無許可輸出を行った。
- ・同インバーターは、平成15年12月、輸出者により我が国に積み戻され、判決により没収となった。
- ・本件は、キャッチオール規制違反事件である。

(参考) 5月10日、横浜地方裁判所より有限会社アイ・ディー・サポート代表取締役
吉原 芳文に対し懲役1年・執行猶予3年、共謀者 李 英順に対し懲役10月・執
行猶予3年の刑(インバーターは没収)が言い渡され、5月24日に刑が確定してい
る。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室

担当者：下世古、宇佐美

電 話：03-3501-1511 (内線 3276~8)

03-3501-2841 (直通)